

第一条 本組合ハ組合員ノ募集調剤ノ貫徹スルヲ以テ

第二章 目的トス

第二条 本組合ハ本邦及海外ヲ遵守スル銀工及之ニ附随

スル労働者ヲ以テ組織ス

第三条 本組合ノ役員及経費ハ組合員ノ議決ニ據

ル

第四条 本組合ノ收支計算ハ毎年未了ヲ公告ス

第五条 本組合ハ本部ヲ大阪市ニ置キ支店ニ設ク

テ各地ニ支部ヲ置ク

第二章 事業